

綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子福祉資金等の貸付けを申請する者でその貸付けを受けるまでの間、緊急に貸付けが必要となった者に対して綾瀬市母子福祉資金等（以下「資金」という。）の貸付けを行うことにより母子家庭等の経済的自立と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子福祉資金等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項各号に掲げる資金、法第31条の6第1項各号に掲げる資金及び法第32条第1項各号に掲げる資金をいう。
- (2) 貸付け 母子福祉資金等の貸付けを申請する者で、緊急を要すると認められる者に対して行う貸付けのことをいう。

(受給資格)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住民登録を有する法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第3条第2号、第4号、第8号及び第9号、第31条第2号、第4号、第8号及び第9号並びに第32条第2号、第4号、第7号及び第8号に規定する資金の貸付けの申請をした者。
- (2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者。

(資金の種類)

第4条 資金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療介護資金 医療又は介護を受けるのに必要な資金
- (2) 生活資金 生活を維持するのに必要な資金
- (3) 転宅資金 住居を移転するに際し必要な資金
- (4) 就学支度資金 学校、施設等に入学又は入所する際に必要な資金

(資金の貸付限度額)

第5条 資金の貸付限度額は、母子福祉資金等の申請額と同額とする。

(貸付利息)

第6条 この貸付に係る利息は、無利息とする。

(連帯保証人)

第7条 この貸付を受けようとする者は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担しなければならない。

(貸付申請)

第8条 この貸付の申請は、綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付に関する規則(昭和40年神奈川県規則第24号)第3条第1項に規定する申請書及び添付書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(貸付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、貸付の可否を決定し、その結果を綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(借用証書の提出)

第10条 前条の規定により貸付の決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付借用証書(第3号様式)を連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して提出しなければならない。

(償還の方法)

第11条 資金の償還の方法は、一括償還とし、母子福祉資金等の支給を受けた日の属する月の末日を期限とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(償還の免除)

第12条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該資金の償還未済額の全額について償還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) その他市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、償還の免除を受けようとする者は、綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付金償還免除申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、償還の免除の適否を決定して、綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付金償還免除決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（住所等の変更）

第13条 借受人は、その住所又は氏名を変更したときは、綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付借受人住所等変更届（第6号様式）に変更の事実を証する書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

2 借受人は、連帯保証人を変更したときは、綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付連帯保証人変更届（第7号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

このことについて、次のとおり綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付けを受けたいので申請します。

資金の種類	<input type="checkbox"/> 医療介護資金 <input type="checkbox"/> 生活資金 <input type="checkbox"/> 転宅資金 <input type="checkbox"/> 就学支度資金					
貸付申請額	円					
申請理由						
家族の状況	続柄	氏 名	生年月日	職 業	月 収	勤 務 先 等
	申請者		年 月 日		円	
			年 月 日		円	
			年 月 日		円	
貸付金振込希望口座		銀行		支店	預貯金種目	
		口座名義		口座番号		
連 帯	氏名			住所		
保証人	勤務先			申請者との関係		
添付書類	母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けるために神奈川県に提出した申請書及び添付書類の写し					

第3号様式（第10条関係）

綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付借用証書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

借 受 人 住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付金を借用しました。ついては、綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付要綱を遵守し、決定された償還期限により遅滞なく償還します。

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

私は、保証人として借受人と連帯して償還します。

資金の種類	<input type="checkbox"/> 医療介護資金 <input type="checkbox"/> 生活資金 <input type="checkbox"/> 転宅資金 <input type="checkbox"/> 就学支度資金
貸付番号	第 号
借受金額	円
償還期限	
償還方法	
添付書類	印鑑登録証明書
備 考	

第4号様式（第12条関係）

綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付金償還免除申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所

氏 名



電話番号

このことについて、次のとおり綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付金の償還の免除を申請します。

資 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 医療介護資金 <input type="checkbox"/> 生活資金 <input type="checkbox"/> 転宅資金 <input type="checkbox"/> 就学支度資金		
借 受 人	氏 名		
	住 所		
借受人との関係			
貸 付 番 号	第 号		
借 受 金 額	円		
償還免除申請額	円		
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 借受人死亡のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)		
備 考			

第6号様式（第13条関係）

綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付借受人住所等変更届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり住所等を変更したので届け出ます。

変更事項	<input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 氏 名
変 更 前	住所 氏名
変 更 後	住所 氏名
添付書類	
備 考	

第7号様式（第13条関係）

綾瀬市母子福祉資金等緊急貸付連帯保証人変更届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

借 受 人 住 所
氏 名

印

次のとおり連帯保証人を変更したので届け出ます。

連帯保証人 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、保証人として借受人と連帯して償還します。

資金の種類	<input type="checkbox"/> 医療介護資金 <input type="checkbox"/> 生活資金 <input type="checkbox"/> 転宅資金 <input type="checkbox"/> 就学支度資金		
借受金額	円	償還未済額	円
変更前の 連帯保証人	氏 名		
	住 所		
変更後の 連帯保証人	氏 名		
	住 所		
	勤 務 先		
	申請者との関係		
添付書類	印鑑登録証明書		
変更理由			